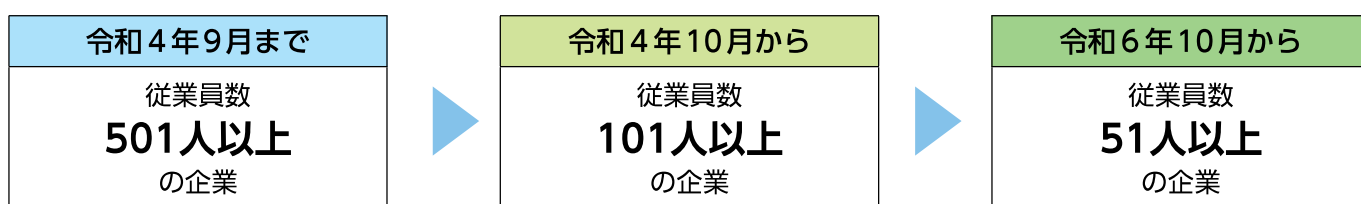


令和4年10月から・令和6年10月から

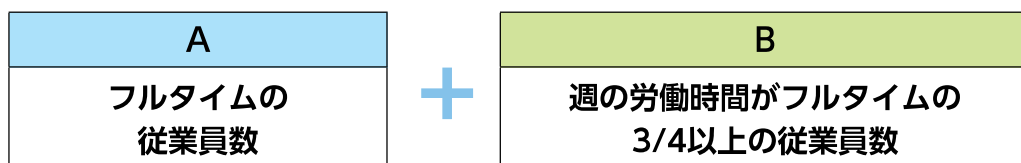
厚生年金・健康保険の対象者の拡大

2段階に分けて 対象となる企業規模が拡大されます

対象となる企業

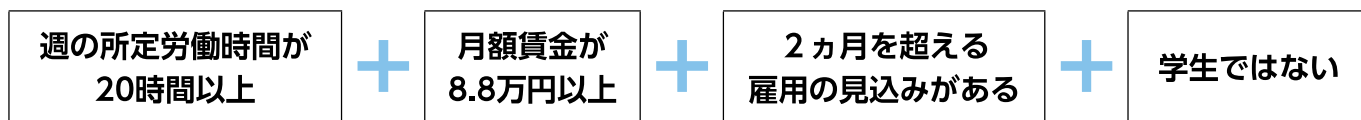


従業員数の数え方 A + B (=現在の厚生年金の適用対象者)



新たに対象となる人

次の4つの条件をすべて満たすパート・アルバイト等の方です。



FOCUS ▶▶▶ 社会保険の適用拡大のこれまで

- 平成28年10月から、従業員数501人以上の企業に適用拡大が実施されました。その際、国の事業所は従業員の規模にかかわらず適用拡大が行われています。
- 平成29年4月からは、従業員数500人以下であっても労使合意のある企業、および地方自治体の事業所は従業員の規模にかかわらず、適用拡大が実施されています。

従業員 (パート・アルバイト等の方) にとってのメリット

×リット
1

厚生年金に加入することで年金が2階建てになり、老齢・障害・遺族の保障が行われます！

(国民年金に加入)

老齢基礎年金 障害基礎年金 遺族基礎年金

(厚生年金に加入)

老齢厚生年金 障害厚生年金 遺族厚生年金
+ +
老齢基礎年金 障害基礎年金 遺族基礎年金

老齢年金

受給資格期間 (10年) を満たせば、65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金が受けられます。

● 年収106万円 (月収8.8万円) の場合の厚生年金保険料と将来の年金額

加入期間	厚生年金保険料	老齢厚生年金の年金額 (目安)
20年間加入	月額約8,100円	月額約9,600円 (年額約115,700円)
10年間加入	月額約8,100円	月額約4,800円 (年額約57,800円)
1年間加入	月額約8,100円	月額約480円 (年額約5,780円)

* 老齢厚生年金は終身受けられます。

障害年金

病気やけがなどで障害の状態になったときに、障害基礎年金と障害厚生年金が受けられます。しかも、障害の程度が軽い場合、障害基礎年金だけよりも保障が充実します。

〔障害年金は障害の程度に応じてさらに保障が充実！〕

1級 2級 3級 3級より軽い障害
障害厚生年金 障害厚生年金 障害厚生年金 障害手当金 (一時金)
+ +
障害基礎年金 障害基礎年金

遺族年金

加入者や厚生年金受給者が亡くなったとき、残された遺族に遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給されます。

×リット
2

健康保険に加入することで、国民健康保険 (国保) にはない傷病手当金 (新型コロナ傷病手当金を除く)、出産手当金が支給されます！

傷病手当金

健康保険に加入していると、業務外の病気やけがで働くことができないとき、支給開始日から1年6ヵ月を限度に給料の2/3相当が傷病手当金として支給されます。

出産手当金

健康保険に加入していると、出産のために会社を休み報酬が受けられないとき、産前42日・産後56日までの間、給料の2/3相当が出産手当金として支給されます。

※ 厚生年金に加入していると、産前産後休業期間中および育児休業期間中の厚生年金保険料が免除され、その期間分は保険料を払ったとみなして将来の年金給付に反映されます。

×リット
3

保険料は口座振替から給料天引きに変わります！

これまで口座振替などの方法で支払っていた国民年金保険料・国保保険料が、厚生年金保険料・健康保険料に変わり、給料からの天引きになります。ボーナスが

あれば、ボーナスからも保険料を支払います。厚生年金保険料・健康保険料とも半分は会社が負担します。給料によっては保険料の総額が下がり、保障が充実します。

● 保険料の違いの例 年収106万円 (月収8.8万円) の場合

〔国民年金保険料 + 国保保険料〕 〔厚生年金保険料 + 健康保険料〕

本人負担 19,100円/月*1	会社負担 12,500円/月
	本人負担 12,500円/月*2

*1 国民年金保険料：約16,600円 (令和3年度) + 国民健康保険料

*2 厚生年金保険料：約8,100円 + 健康保険料

(注) 国保保険料は住んでいる地域によって、健康保険料 (健康保険組合・協会けんぽ) は会社等によって異なります。



ケーススタディ

国民年金に加入のまま、あるいは配偶者の被扶養者になったままの場合と、厚生年金に加入した場合で、保険料額や将来の年金額はどれくらい違うのですか。

※国民年金保険料は月額16,610円（令和3年度）、老齢基礎年金は国民年金に40年加入（保険料を全額納付）した場合の満額：780,900円（月額約65,000円=令和3年度）、厚生年金保険料は「給料×9.15%（18.3%を労使折半）」で試算しています。



Kさん

アパレルメーカーでアルバイトをしている27歳です。年間給与は200万円で、国民年金に加入しています。厚生年金に加入するとどうなりますか。

〔現在：国民年金に加入〕		〔厚生年金に加入後〕	
年間給与	200万円	年間給与	200万円
国民年金保険料	月額 16,610 円 (年額約 199,300 円)	厚生年金保険料	月額約 15,600 円 (年額約 187,200 円)
老齢基礎年金	月額約 65,000 円 (年額 780,900 円)	老齢基礎年金	月額約 65,000 円 (年額 780,900 円)
		老齢厚生年金	月額約 13,900 円 (年額約 167,700 円)

※今後、厚生年金に15年間加入する場合



Tさん

スーパーマーケットでパートをしている36歳です。配偶者の被扶養者（第3号被保険者）になるため、年収130万円を超えないように調整しています。厚生年金に加入するとどうなりますか。

〔現在：国民年金に加入〕		〔厚生年金に加入後〕	
年間給与	120万円	年間給与	120万円
国民年金保険料	負担なし	厚生年金保険料	月額約 9,000 円 (年額約 108,000 円)
老齢基礎年金	月額約 65,000 円 (年額 780,900 円)	老齢基礎年金	月額約 65,000 円 (年額 780,900 円)
		老齢厚生年金	月額約 5,300 円 (年額約 64,400 円)

※今後、厚生年金に10年間加入する場合



Eさん

パートでビルの清掃をしている60歳です。国民年金は60歳になるまで加入すればよいので、現在は加入していません。厚生年金に加入するとどうなりますか。

〔現在：国民年金に加入〕		〔厚生年金に加入後〕	
年間給与	150万円	年間給与	150万円
国民年金保険料	負担なし	厚生年金保険料	月額約 11,600 円 (年額約 139,200 円)
老齢基礎年金	月額約 65,000 円 (年額 780,900 円)	老齢基礎年金	月額約 65,000 円 (年額 780,900 円)
		老齢厚生年金	月額約 3,400 円 (年額約 41,400 円)

※今後、厚生年金に5年間加入する場合



FOCUS ▶▶▶

被扶養配偶者の年収130万円の壁って？

配偶者の被扶養者になっている方は、年収が130万円を超えると、新たに国民年金・国保の保険料が発生しますが、保障内容に変化はありませんでした。国の調査によると、「年収130万円の壁」などを意識して就業時間を調整しているのは、「非正規社員」で「配偶者ありの女性」、いわゆる第3号被保険者が圧倒的に多くなっています。今後は年収106万円（月収8.8万円）を超えるなど4つの条件をすべて満たした場合、厚生年金・健康保険に加入し、新たに厚生年金と健康保険の保険料負担（労使折半）が発生します。ただし、その分保障も充実します。

Q&A

Q1

配偶者の被扶養者としてパートで働いています。社会保険に加入すると手取りが減るので入らなくてもよいですか。

A1

条件に当てはまる方は必ず加入します。

任意のしくみではないので、4つの条件に該当する方は必ず加入することになります。厚生年金と健康保険の保険料額が国民年金と国保の保険料額よりも多くなるケースもありますが、将来の年金額や健康保険の給付が手厚くなるメリットがあります。

Q2

新たに社会保険に加入する場合、必要な手続はありますか。

A2

基本的に会社が手続を行いますが、自分自身で行う手続も一部あります。

必要な手続は基本的に会社が行いますので、お勤めの会社に確認してください。年金手帳はこれまでと共通です。健康保険の保険証は、新たに加入する健康保険（健康保険組合・協会けんぽ）から発行されます。ただし、それまで国民健康保険（国保）に加入していた場合は、住んでいる市区町村に対して、国保の資格喪失の届出を自分自身で行う必要があります。

Q3

現在、年収130万円を超えないよう、就業時間を調整して働いています。年収130万円の基準が年収106万円（月収8.8万円）の基準に変わるのですか。

A3

いいえ、130万円の基準は変わりません。

今回の見直しは、4つの条件を満たした方が国民年金・国民健康保険ではなく、厚生年金・健康保険に加入するというものです。年収130万円の被扶養認定基準は、自分自身で保険料を払うか、配偶者の扶養となって払わないかの基準で、今回これに変更はありません。年収130万円未満であっても、年収が106万円以上など加入対象に当てはまる場合は、被扶養者とはならず、厚生年金・健康保険に加入することになります。

●社会保険の適用拡大と年収との関係（令和4年10月から）

